

6月1日(水)から

# 『エール建設券』の申請を受け付けます



問い合わせ 商工労政グループ (☎05) 2171)

**申請受付期間** 6月1日(水)～11月30日(水)

※申請状況により変更することがあります。

**使用可能期間** 6月17日(金)～令和5年2月28日(火)

※令和4年5月13日以降に着工し、令和5年2月28日(火)までに完了する工事が対象です。

市公式  
ウェブ  
サイト



## 対象となる工事

5月13日以降に着工し、令和5年2月28日(火)までに工事と支払いが完了する工事で、次の条件に当てはまるもの(①と②両方の申請はできません)

### ①一般工事

市内の住宅等(住宅、店舗を併用する住宅、住宅と同じ敷地内にある構築物)の増築、改築、修繕、解体、住宅等に付帯する外構工事、空き家の解体工事、物置などの新築工事(住宅は除く)など

### ②太陽光発電設備工事

住宅(新築含む)などに設置する太陽光発電設備もしくは定置型蓄電池の設置またはその両方の工事  
※設備の内容には一定の条件があります。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

次の工事には使用できません。

- 道路など、住宅等に付随しない敷地外の工事
- 工事を伴わない備品などの購入
- 住宅等に固定されない設備などに係る工事
- 事業の用に供する資産に対する工事
- その他市長が適当でないと判断した工事

## 対象となる方

令和4年5月13日以降の申請日時点で登別市の住民基本台帳に記録されている方で、次に該当する方

工事を希望する住宅等を所有している場合	住宅等に居住している方が属する世帯の世帯主
工事を希望する住宅等を所有していない場合	工事を希望する住宅等を所有している方の配偶者等で、その住宅等に居住している方が属する世帯の世帯主
工事を希望する空き家を所有している場合	工事を希望する空き家を所有している方が属する世帯の世帯主
工事を希望する空き家を所有していない場合	工事を希望する空き家を所有している方の配偶者等が属する世帯の世帯主

※配偶者等とは、住宅等を所有している方の配偶者および1親等内の親族を指します。

## 発行額

### ●一般工事

工事額60,000円につき**10,000円**  
(上限額 1世帯につき100,000円)



### ●太陽光発電設備工事

工事額70,000円につき**20,000円**  
(上限額 1世帯につき400,000円)



## 申請から使用までの流れ

① エール建設券の取扱事業者に工事の見積もりを依頼

② 申請者または取扱事業者が交付申請書に必要書類を添えて、受付等業務取扱者に提出

※取扱事業者が提出する場合は、委任欄への記入が必要です。

③ 後日、市からエール建設券が届いたら、取扱事業者へ工事を依頼

④ 工事完了後、エール建設券を使用して支払い

### 必要書類

交付申請書、見積書、固定資産税・都市計画税の納税通知書の写しなど、工事前の写真(外観写真と工事予定箇所の写真)、住民票などの書類(申請者が住宅等の所有者でない場合)

※交付申請書は、市公式ウェブサイトに掲載するほか、市役所、各支所、観光経済部(アーニス2階)で配布します。

エール建設券取扱事業者と受付等業務取扱者は、市公式ウェブサイトをご確認ください。